

大館市農業委員会告示第7号

下記農地は、農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項第1号及び第2号又は第33条第1項に該当する農地であるので、同法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和8年8月27日

大館市農業委員会 会長 安部 幸美



記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利 の種類	農地法第32 条又は第33 条の該当条 項等	農地の所有者等 の情報
大館市比内前田字下横道 105 番1	田	413	所有権	第33条 第1項	登記名義人 (亡)芳賀善之助
大館市比内前田字下横道 106 番1	田	388	所有権	第33条 第1項	登記名義人 (亡)芳賀善之助
大館市比内前田字下横道 107 番1	田	370	所有権	第33条 第1項	登記名義人 (亡)芳賀善之助
大館市比内前田字下横道 117 番1	田	740	所有権	第33条 第1項	登記名義人 (亡)芳賀善之助
大館市比内前田字下横道 118 番1	田	677	所有権	第33条 第1項	登記名義人 (亡)芳賀善之助

2 この告示は、農地法第32条第1項第1号、第2号及び同法第33条第1項の農地について、同法第32条第2項及び第3項（これらの規定を同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権限に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第74条の2により探索を行ったとみなされる場合を含む）。

3 上記の農地の所有者等は、この告示の日から起算して2月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

（1）申出を行う者の氏名・住所（法人にあつては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

(2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

- 4 この告示の日から起算して 2 月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第 41 条第 1 項に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該告示に係る農地（農地法第 32 条第 1 項第 2 号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。